

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	た	だ

包括外部監査の結果に関する意見について

神戸市包括外部監査人から提出があった令和元年度の監査の結果に関し、地方自治法第 252 条の 38 第 4 項の規定による意見を決定したので、下記のとおり提出します。

記

令和元年度の包括外部監査ではバス事業の継続企業の前提に関して、基金投入、民間委託、給与水準・雇用計画、神戸市と神戸交通振興株式会社との経済主体としての一体性、経営実態の把握に資する市民への情報提供にわたり、重要な疑義が示された。問題点は多く相互に結びついており、交通局だけでは解決できない問題でも全庁的にそれぞれの問題点を精査、分析し、出口を見つけていく必要がある。

有用な情報は摘示されているが、公営企業体としての任務と限界性をふまえ、問題の設定と個別の解決、個別の解決の全体としてのまとめを、適切な場を設定して議論するべきである。

見通しは長期に及ぶと AI の急速な進展による自動運転の実用化など不確実性が増し、特定の方向付けをすることは困難であるが、事業に応じて必要な資金は確実に確保しておく必要があることから、少なくとも資金の額や手当ての方法は経営戦略の中に明確に位置付ける必要がある。市民に説明できる説得力のある経営戦略を示されたい。

以上